

# 宇都宮市に転入された方へ

下記に該当される方は、それぞれの窓口で手続きや相談ができます。詳しい内容は、「暮らしの便利帳」をご覧ください。

対象となる方	必要な手続き	受付窓口
国民健康保険に加入する方	前住民登録地で加入していた場合でも、新たに加入の手続きが必要です。 個人番号確認書類及び本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・旅券等）、口座振替に登録する金融機関の通帳、銀行届出印をご持参の上手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課 1階 A14番窓口 TEL 632-2320</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> <li>・市民課 1階 A2番窓口</li> </ul>
国民年金に加入する方	前住民登録地で加入している場合、手続きは不要です（「国外からの転入」の場合は手続きが必要です）。 *退職等により国民年金に加入する方は手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課 1階 A17番窓口 TEL 632-2327</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> <li>・宇都宮西年金事務所 TEL 622-4281</li> </ul>
国民年金を受給している方	国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は宇都宮西年金事務所へお問合せください。	
後期高齢者医療被保険者の方	被保険者証について、窓口での手続きは不要です。後日、住所宛てに「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。 *病院又は施設等から転入される場合にはお知らせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課 1階 A16番窓口 TEL 632-2307</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> </ul>
児童手当を受けている方	改めて「新規申請」手続きが必要です。「単身赴任の方、お子さんと別に住んでいる方」等も手続きが必要です。 *前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れますと、手当が支給されない期間が発生することがあります。 *公務員の場合は、勤務先に確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども政策課 2階 D12番窓口 TEL 632-2387</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> <li>・市民課 1階 A2番窓口</li> </ul>
高校3年生相当（18歳）までの方	子ども医療費の助成制度がありますので、「受給資格者証」の交付申請をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども政策課 2階 D12番窓口 TEL 632-2387</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> <li>・市民課 1階 A2番窓口</li> </ul>
母子、父子家庭の方	「児童扶養手当証書」（お持ちの方）をご持参の上、手続きをしてください。手当、医療費助成制度等の各種制度がありますので、ご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども政策課 2階 D11番窓口 TEL 632-2386</li> <li>*各地区市民センター、出張所での手続きはできません。</li> </ul>
妊産婦の方	妊産婦医療費や妊産婦健康診査の助成などがありますので、「妊産婦医療費受給資格者証」及び「妊産婦健康診査受診票」の交付申請をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「妊産婦医療費受給者資格者証」</li> <li>・子ども支援課 2階 D13番窓口 TEL 632-2296</li> <li>・各地区市民センター、出張所</li> <li>・市民課 1階 A2番窓口</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「妊産婦健康診査受診票」</li> <li>・子ども支援課 2階 D14-1番窓口 TEL 632-2388</li> <li>・平石、富屋、姿川、河内地区市民センター、保健センター</li> </ul>
	前住民登録地で、「出産・子育て応援交付金」の申請をしていない場合には、お問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援課 2階 D14-1番窓口 TEL 632-2388</li> </ul>
教育・保育施設等に入所を希望する方	「支給認定申請書・入所（園）申込書、就労証明書等、健康状況申告書、世帯全員の個人番号が確認できる書類、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）」をご持参の上、手続きしてください。 *他市区町村の教育・保育施設等への入所申込みは保育課窓口のみの取扱いとなります。 *幼稚園の入園の申込みは、直接幼稚園での手続きとなります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課 2階 D9番窓口 TEL 632-2393</li> <li>・平石、富屋、姿川、河内地区市民センター</li> <li>・各認定子ども園、保育所、地域型保育事業</li> </ul>
保健や福祉に関する相談	子育てから高齢者の介護まで、保健と福祉についての困り事などの相談、サービス全般の案内、利用のアドバイスを行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉総務課 1階 A18番窓口 TEL 632-2941</li> <li>・平石、富屋、姿川、河内地区市民センター</li> </ul>

宇都宮市 市民まちづくり部 市民課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL 028-632-2271

※必ず、裏面もご確認ください。

R06.04.01

## 宇都宮市に転入された方へ

対象となる方	必要な手続き	受付窓口
小・中学生のお子さんのいる方	転入前の在籍学校で発行した転校書類をご持参の上、市立小中学校への転校手続きをしてください。 *指定学校変更が伴う転校、国・県・私立小中学校への就学の場合は、学校管理課での手続きとなります。	・学校管理課 13階 TEL 632-2724 ・各地区市民センター、出張所 ・市民課 1階 A2番窓口
身体障がい者手帳をお持ちの方	「障がい者手帳・マイナンバーカード」をご持参の上、住所変更の手続きをしてください。 *市役所本庁舎以外での手続きはできません。	・障がい福祉課 1階 B1番窓口 TEL 632-2361
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	「障がい者手帳・マイナンバーカード」をご持参の上、住所変更の手続きをしてください。 *平石・富屋・姿川・河内以外の各地区市民センター、出張所、事務所での手続きはできません。	・障がい福祉課 1階 B1番窓口 TEL 632-2362 ・平石、富屋、姿川、河内地区市民センター
療育手帳をお持ちの方	「療育手帳」をご持参の上、住所変更の手続きをしてください。 *他県で交付された手帳をお持ちの方は、手続きが異なりますので、お問合せください。 *市役所本庁舎以外での手続きはできません。	・障がい福祉課 1階 B2番窓口 TEL 632-2365
介護保険のサービスを利用されている方	要介護認定申請、要支援認定申請の手続きをしてください。 前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方は、「受給資格証明書、個人番号確認書類」をご持参の上、転入日から14日以内に手続きをしてください。	・高齢福祉課 2階 D6-2番窓口 TEL 632-2986 ・各地区市民センター、出張所
原動機付自転車(125cc以下、1.0kW以下)をお持ちの方	同一人が引き続き登録する場合、「廃車証明書」をご持参の上、新たに登録の手続きをしてください。	・税制課 2階 C7番窓口 TEL 632-2205 ・各地区市民センター、出張所
上下水道を使用する方	お客さま受付センターに連絡し、使用開始の手続きをしてください。 インターネットでも受付を行っています。詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。	・上下水道局 お客さま受付センター TEL 633-1300 ※月曜日～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
加入する自治会が分からない方	お住まいになる地区の自治会と自治会長をご紹介します。 自治会加入で「宮PASS」を配布中、サービス提供施設で割引や特典が受けられます。	・宇都宮市自治会連合会事務局 10階 みんなでまちづくり課内 TEL 632-2289
居住誘導区域内の民間賃貸住宅に転入された方	【若年夫婦・子育て世帯等家賃補助制度】 若年夫婦世帯、子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性(とちぎ結婚支援センターに登録等)に、家賃の一部を補助する制度がありますので、補助要件を満たす方は、交付申請をしてください。 *補助要件など、詳しくは住宅政策課にお問合せください。	・住宅政策課 住宅政策グループ 9階 TEL 632-2735
居住誘導区域等に住宅を取得された方	【マイホーム取得補助制度】 住宅を取得された世帯に、住宅取得費用の一部を補助する制度がありますので、補助要件を満たす方は交付申請をしてください。 *補助要件など、詳しくは住宅政策課にお問合せください。	
犬を飼っている方	・以前お住まいの市町村で犬の登録手続きをしている場合 犬鑑札をご持参の上、登録事項変更の手続きをしてください。 ※犬鑑札紛失の場合など、詳しくは保健所生活衛生課にお問合せください。 ・以前お住まいの市町村で犬の登録手続きをしていない場合 住んでいた市町村によって手続きが異なりますので、詳しくは保健所生活衛生課にお問合せください。	・保健所生活衛生課 保健所1階 7番窓口 TEL 626-1108 ・各地区市民センター、出張所 ・保健福祉総務課 市役所1階 A18番窓口

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ 平石地区市民センター TEL 661-2667 | ○ 清原地区市民センター TEL 667-0501  |
| ○ 横川地区市民センター TEL 656-1009 | ○ 瑞穂野地区市民センター TEL 656-1580 |
| ○ 城山地区市民センター TEL 652-0621 | ○ 国本地区市民センター TEL 665-1041  |
| ○ 富屋地区市民センター TEL 665-0002 | ○ 豊郷地区市民センター TEL 660-2267  |
| ○ 篠井地区市民センター TEL 669-2101 | ○ 姿川地区市民センター TEL 658-1201  |
| ○ 雀宮地区市民センター TEL 653-1511 | ○ 上河内地区市民センター TEL 674-3132 |
| ○ 河内地区市民センター TEL 671-3203 | ○ 宝木出張所 TEL 622-5765       |
| ○ 陽南出張所 TEL 658-1658      | ○ 駅東出張所 TEL 638-5771       |
| ○ パンパ出張所 ※ TEL 616-1542   |                            |

※ 開館時間は、午前10時から午後7時で、土日曜日・祝日も証明書等の交付を取扱っています(年末年始を除く)。なお、証明書の種類等は、事前にお問合せください。

◎詳しくは、各窓口にご確認・お問合せいただきますようお願いいたします。